

平成 18 年 2 月 13 日

徳島県知事  
飯泉 嘉門 様

107-0052 東京都港区赤坂 1 丁目 9 番 1 3 号  
(社)農林水産先端技術産業振興センター( STAFF )  
理事長 岩元 睦夫  
電話 03-3586-8644 FAX 03-3586-8277

### 「遺伝子組換え作物の栽培等に関するガイドライン(素案)」についての意見

(社)農林水産先端技術産業振興センターは、産学官の連携と広範な業際的交流を通じ、農林水産・食品分野におけるバイオテクノロジー等先端技術の研究開発と産業化の促進に係る事業を総合的に促進することを目的に設立され、現在、153 の企業、公共団体等を会員とする社団法人です。

今般、貴県において「遺伝子組換え作物の栽培等に関するガイドライン」を制定することとされ、その「素案」について意見募集を進めておられることから、以下の諸点について、意見を申し述べさせて頂きたく存じます。

1. 遺伝子組換え技術は、21 世紀における基幹的な技術として、環境・医療・生活など、あらゆる方面で既に活用されており、先進諸国の間では、激しい技術開発競争を展開している状況にあります。

我が国においても、内閣府の「バイオテクノロジー戦略会議」の答申で「バイオテクノロジーは世界を一変させると我々は確信している。今、日本は何をなすべきか。」とのメッセージが提示され、

健康と長寿の達成(よりよく生きる)

食料の安全性と機能性の向上(よりよく食べる)

持続可能な快適社会の実現(よりよく暮らす)

バイオテクノロジー分野において、世界に貢献する日本

我が国産業の国際競争力の向上と新産業の創出

を目指したバイオテクノロジー戦略が展開されているところであります。

これは食糧・農業分野においても例外ではありません。品種改良を例にとっても、現在の交配等による改良には限界があり、遺伝子組換え技術を利用することで、生産性や不良環境適応性、さらに品質や機能性等を画期的に向上させることが可能となり

ます。

2. 素案の「3 県の方針」(2)において、「届け出をしようとする者は、あらかじめ、交雑が生じた場合に多大な影響を受ける範囲として知事が定める範囲内において非組換え作物を栽培する者に対し、当該届け出に係る開放系一般栽培の内容を周知するものとする。」とされておりますが、この「知事が定める範囲」については、作物の交雑等に関わる実証的なデータに即して科学的に定められなければならないと考えます。この点、栽培実験を対象としたものであるならば、既に農林水産省において「第一種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」(平成16年2月24日付け15農会第1421号農林水産技術会議事務局長通知)が定められております。この基準は、遺伝子組換え作物の交雑・混入の回避を目的に、農学研究、消費者団体、報道等、広く各分野の専門家から成る検討委員会で、最新の科学的知見に基づく全国共通の基準として制定されたものと承知しております。また「開放系一般栽培」については、ここで対象となる遺伝子組換え作物は、将来、栽培希望が出てきた場合でも、何れも既にその安全性が確認されたものであり、あくまで安全性が確認されている作物間での交雑混入の問題であることをお考え頂く必要があると存じます。

もし、「知事が定める範囲」に安易に厳しい要件が課せられる様なことがあれば、関係者に過剰負担を強いるばかりでなく、場合によっては国と県の二重基準化が招く混乱と、世にいたずらに不安感を煽ることになり、結果として、未来を拓く技術の芽を摘むことになってしまうことを強く危惧するところであります。

3. また、同項(3)において、開放系一般栽培につき、「栽培者は、周辺農作物との交雑・混入や収穫物と非組換え作物との混入防止措置等をとるものとする」とされておりますが、前述のように、ここで対象とされる遺伝子組換え作物は、将来、栽培希望が出てきた場合であっても、何れも既にその安全性が確認されたものであり、あくまで安全性が確認されている作物間での交雑混入の問題であることを、重ねてお考え頂く必要があると存じます。

遺伝子組換え技術は比較的新しい技術であり、その発展が急速であったが故に、漠然とした不安感を持つ人々が存在するのは事実です。しかし、仮に、そのことをもって、遺伝子組換え作物に限って、一方的に、実質的に栽培実施を困難に追い込むような過剰な規制を設けることがあれば、公的制度の在り方として、著しく均衡を欠くものになってしまうことにご留意頂きたいと存じます。

4. 以上、我が国が、今後、国際競争力を持ち、環境と調和を保ちつつ、食料の安定供給と農業の振興を図っていくためには、遺伝子組換え技術を含むバイオテクノロジーの研究開発と応用は不可欠であり、これをいたずらに規制するものとならないよう、今般、貴県におかれて「遺伝子組換え作物の栽培等に関するガイドライン」の策定を検討されるに際し、この点に十分ご配慮下さるよう、特に要請させていただきます。